

令和3年6月30日

保護者の皆様

笑顔つながる未来を信じて。  
“Developing the next generation”  
～HIKARI～  
社会福祉法人 大津ひかり福祉会  
理事長 伴 典 昭

保育所から幼保連携型認定こども園への移行について  
ひかり保育園・一里山ひかり保育園・大將軍ひかり保育園  
～お知らせ～

現代社会は猛スピードでめまぐるしく変化し、多種多様な社会では適応性と機動力を問われるようになり、福祉も特別な保護からサービスへと、社会の変化に応じ駆け足で変化してまいりました。

当法人におきましても、時代背景と現代社会のニーズを看過することなく、永くこの地で設置運営させていただいてきた児童福祉施設としての保育所を廃止し、新たに「幼保連携型認定こども園」として変革することを計画いたしました。

目的とするのは、社会の変化を受けて近年制定された「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の目的に合致させようとするものです。

## 法 第1章 総則

### (目的)

第1条 この法律は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。

尚、現在は移行に向け行政と協議を重ね事前審査中であり、具体的な内容は変更審査終了後（令和3年8月末から9月上旬頃）に保護者の皆様へご案内をさせていただくこととなります。

当法人は、これからもこの地域で親しまれ愛される施設として「教育及び保育並びに子育て支援」に尽力して参ります。保護者の皆様には、今後益々のご愛顧を賜りますよう伏してお願い申し上げます。

\* 幼稚園と保育所の良いところを生かしながら、その両方の役割を果たすことができるような新しい仕組みを創ろうという観点から「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が制定され、就学前の教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢である『認定こども園』が平成 18 年 10 月からスタートしました。平成 24 年の法改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設」としての、新たな【幼保連携型認定こども園】が創設されました。

**法人** この幼保連携型認定こども園に移行を進めております。

認定こども園とは・・・

- ・保護者が働いている・いないにかかわらず利用可能。
- ・集団活動・異年齢交流に大切な子ども集団を保ち、すこやかな育ちを支援。
- ・子育て相談等を実施し、地域の子育て家庭を支援。

\* 幼保連携型認定こども園教育・保育要領

全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性を担保し、小学校における教育との円滑な接続に配慮した幼保連携型認定こども園教育・保育要領が策定されました。

**法人** これを基に教育及び保育を実施します。

\* 認定こども園の利用手続きについて

○行政が関与した利用手続き

- ・市町村が客観的基準に基づき、教育・保育の利用時間を認定します。

[認定区分]	1号認定・・・教育標準時間認定	満3歳以上	
	2号認定・・・保育認定※	満3歳以上	従来型
	3号認定・・・保育認定※	満3歳未満	従来型
	※標準時間・短時間		

- ・市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と直接契約する公的契約とし、保育料は保護者が施設に直接納付します。
- ・1号認定は、施設が定める選考基準によります。2号・3号認定は、市町村による利用調整が行われます。

◎その他の具体的内容については、移行手続事前審査後に改めてお知らせ申し上げます。